

## 豊田市経営力強化支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、経営力強化支援事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する者のうち、会社をいう。
- (3) 個人事業主 基本法第2条第1項に規定する者のうち、個人をいう。
- (4) 事業所 単一の経営主体が一の団地内において人及び機械装置を有して継続的に経済活動を行う場所的単位をいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内で事業活動を営む中小企業及び個人事業主（以下「中小企業者」という。）が別表第1から別表第3に定める事業を行う場合に必要とする費用の一部について補助金を交付することにより、当該事業の実施を促進し、市内の中小企業者の経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に主たる事業所を置く中小企業及び企業団体等並びに市内に住所及び事業所を有する個人事業主（以下「中小企業等」という。）であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (7) 豊田市税を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所又はそれに類する事業所を営んでいないこと。

#### （補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表第1から別表第3に定める事業であること
- (2) 第6条における補助対象経費の合計が1万円以上の事業であること。

#### （補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1から別表第3までに定める経費に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 消費税相当額
- (2) 地方消費税相当額
- (3) 印紙税相当額
- (4) 登録免許税相当額
- (5) 公証手数料相当額
- (6) その他市長が不相当と認める費用

#### （補助金額等）

第7条 補助金の額及び限度額については別表第1から別表第3に定める額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### （補助金の交付申請手続等）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、豊田市経営力強化支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、事業着手の30日前（4月中に事業を実施する場合及び災害その他やむを得ない理由により申請ができない場合を除く。）までに市長に提出しなければならない。ただし、交付申請期限は当該年度の2月末日とする。

- (1) 各事業計画書（様式第2号から第4号のうちで該当のもの1種）
- (2) 各事業計画書で定める添付書類
- (3) 積算根拠資料（任意様式の見積書等）
- (4) 収支予算（決算）書（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）
- (6) 役員一覧表（様式第7号）（中小企業及び企業団体等に限る。）
- (7) 履歴事項全部証明書の写し（中小企業及び企業団体等に限る。3か月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 事業内容を確認できる資料（個人事業主に限る。ホームページの写し、開業届の写し等。）
- (9) 委任状（様式第8号）（補助対象事業者以外に申請を委任する場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認めるもの

（交付可否の決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付の承認又は却下を決定するものとし、その決定について、申請者に豊田市経営力強化支援補助金交付可否決定書（様式第9号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の承認の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

3 別表第1に規定する補助事業への補助金の交付は、1事業者につき補助事業ごとに1会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において1回限りとする。

4 別表第2から別表第3までに規定する補助事業への補助金の交付は、1補助事業者につき補助事業ごとに会計年度にかかわらず1回限りとする。また、過去に「豊田市中小企業経営力高度化事業補助金」において「BCP策定事業」、「サイバーセキュリティ診断事業」の補助金の交付を受けた事業者は、同事業について、会計年度にかかわらず本補助金の交付を受けることはできない。

5 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（内容変更等）

- 第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書（様式第10号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、補助事業計画の変更の承認又は却下を補助事業計画変更可否決定書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。
  - 3 市長は、前項に規定する補助金の交付の変更承認の決定（以下「変更交付決定」という。）をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（実施期間）

- 第11条 補助事業は、第9条第1項に規定する交付決定の日の属する年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 2 補助事業は、第9条第1項に規定する交付決定の日から着手することができる。
  - 3 補助事業の完了とは、補助事業の実施及び補助事業に係る全ての支払いが完了することをいう。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、豊田市経営力強化支援補助金実績報告書（様式第12号から第14号のうちで該当のもの1種）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了したときから起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。
- （1）補助事業に着手した日を確認することができる書類等
  - （2）補助事業に係る費用の支払いを確認することができる書類等
  - （3）収支予算（決算）書（様式第5号）
  - （4）委任状（様式第8号）（補助対象事業者以外に申請を委任する場合に限る。）
  - （5）その他市長が必要と認めるもの

（額の確定及び交付等）

- 第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定するとともに、豊田市経営力強化支援補助金確定通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により豊田市経営力強化支援補助金確定通知書の交付を受けたときは、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。
  - 3 市長は、前項の規定により補助事業者から補助金の請求を受けたときは、第1項の規定により確定した補助金額を当該補助事業者に交付するものとする。

(検査)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づく検査を正当な理由なく、これを拒んではならない。

(帳簿等の保存期間)

第15条 補助事業者は、帳簿等の補助事業に係る全ての関係書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) 規則、この要綱、交付決定若しくは変更交付決定のときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 第4条各号のいずれかに該当したとき。

(6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を決定したときは、その旨を豊田市経営力強化支援補助金取消等通知書(様式第16号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた日の翌日から起算して15日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(電子申請等)

第17条 この要綱における申請及び通知等は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成18年条例第1号)の規定により、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

(職権修正)

第18条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、申請者から提出された第8条に規定する書類若しくは補助事業者から提出された第10条第1項又は第12条に規定する書類に軽微な不備があるときは、申請者の同意を得たうえで、当該職員にこれを修正させる

ことができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、第8条で定める期日までに交付申請がなされた補助金に関しては、なお効力を有する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第5条-第7条、第9条関係)

販路拡大事業

補助事業者	中小企業・個人事業主
補助対象事業	(1) 見本市等※1へ出展する事業 (2) 専門のマッチング支援機関、サイトを活用する事業
補助対象外事業	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしているもの エ ものづくりブランド推進協議会から出展費用の補助を受けて出展するイベントに係る費用
対象経費	(1) 出展料 (オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む。) ※2※3、運搬費、通訳料、イベント出展に伴うサイト掲載費用及びPRメール等への配信費用 (2) 登録料、仲介手数料、委託費、コーディネータ料、専門サイト掲載料 (販路拡大専用マッチング機関への支払いに限る。)
補助率	2分の1
限度額	20万円 (ただし、大規模見本市等に出展する事業は30万円、豊田ものづくりブランド推進協議会が認定する技術や製品に係る事業

	は40万円とする。)
--	------------

- ※1 取引先及び事業提携先の開拓、受発注の機会の確保等を目的として商品、サービス、製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等をいう。
- ※2 主催者に直接支払ったものに限る。
- ※3 備品購入費を除く。

別表第2（第3条、第5条－第7条、第9条関係）

BCP 策定事業

補助事業者	中小企業・個人事業主
補助対象事業	BCP※1の策定、改定（それに伴う事前調査を含む。）
対象経費	委託費、申請代行手数料、調査費※2
補助率	2分の1
限度額	30万円

- ※1 BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動、当該緊急非常時における事業継続のための方法及び手段等をあらかじめ取り決め、文書化したものをいう。
- ※2 策定後に必要となる調査費は除く。

別表第3（第3条、第5条－第7条、第9条関係）

サイバーセキュリティ診断事業

補助事業者	中小企業・個人事業主
補助対象事業	サイバーセキュリティ対策について、必要な対策を検討するために、外部の専門機関による診断を受ける事業
対象経費	脆弱性診断費用、委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成に係る費用を除く。）
補助率	2分の1
限度額	30万円